

遺 産 分 割 協 議 書

平成16年9月6日、市 町 番地 日本太郎の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎、法務貴子は、本日、その相続財産について、次の通り遺産分割の協議を行った。

1. 相続財産中、市 町一丁目23番宅地123・45平方メートル及び同所所在家屋番号23番居宅木造瓦葺2階建床面積一階43.00平方メートル二階21.34平方メートルの建物は、法務一郎（持分2分の1）及び法務花子（持分2分の1）の共有とすること。
2. 相続財産中、株式会社 銀行 支店の定期預金（口座番号 ）500万円及び 株式会社の株式〇〇株（株券番号 ）は、法務花子の所有とすること

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

平成16年10月13日

市 町一丁目12番8号 法務一郎 印

市 町二丁目3番7号 法務貴子 印

市 町三丁目46番13号 法務花子 印

実印を押印し、各人の印鑑証明書を添付します